

固体廃棄物保管容器の製作 仕 様 書

1. 一般仕様

1.1 件名

固体廃棄物保管容器の製作

1.2 目的

本件は、燃料研究棟の廃止措置作業で発生した固体廃棄物を収納する保管容器を製作するものである。本製作により、固体廃棄物の保管量が増加し、廃止措置作業を滞りなく遂行することが期待できる。

1.3 契約範囲

1.3.1 鋼製オープンドラム缶の購入

1.3.2 鋼製オープンドラム缶の加工

1.3.3 試験・検査

1.4 納期

令和9年3月19日

1.5 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 燃料研究棟内指定場所

(2) 納入条件

持込渡し

1.6 検収条件

1.5に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査及び2.4に定める試験・検査並びに提出図書の合格をもって検収とする。

1.7 提出図書

- ①製作工程表（契約締結後速やかに）：2部
- ②製作確認図（製作までに）：3部（1部返却）
- ③工場検査要領書：3部（1部返却）
- ④工場検査成績書：3部（1部返却）
- ⑤現地検査要領書：3部（1部返却）
- ⑥現地検査成績書：3部（1部返却）
- ⑦材料・計器校正証明書：1部
- ⑧完成図：2部
- ⑨その他、機構との協議等により提出が必要な書類

1.8 支給品及び貸与品

なし

1.9 品質管理

- (1) 「大洗原子力工学研究所 品質マネジメント計画書」及びそれらに関連する要領書を遵守して、本仕様書に定められた作業を行うこととする。
- (2) 不適合事象が発生した場合、以下（イ）、（ロ）、（ハ）のうちどれかに従い、不適合の識別から是正処置の完了まで、責任分担を明確にすること
 - （イ）不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）に従うこと。
 - （ロ）受注者が定めた品質マネジメント計画の手順書に従うこと。
 - （ハ）上記以外として仕様書に定めた手順に従うこと。なお、（ロ）又は（ハ）を選択した場合は、次の（i）から（vi）の内容を記載した「受注者不適合発生連絡票」にて報告すること。
 - （i）不適合の名称
 - （ii）発生年月日
 - （iii）発生場所
 - （iv）事象発生時の状況
 - （v）不適合の内容
 - （vi）不適合の処置方法及び処置結果
- (3) 本調達に係る安全文化を育成し、及び維持するため、受注者は、全作業員の安全意識の向上に努めること。
- (4) 調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出すること。

1.10 適用法規・規格基準

本施設は、原子炉等規制法の核燃料使用施設及び放射線障害防止法のR I 使用施設である。従って、製作等に当たっては、以下の法令、規格、基準等を適用又は準用して行うこと。

- ①大洗原子力工学研究所 品質マネジメント計画書
- ②大洗原子力工学研究所 (北地区) 核燃料物質使用施設等保安規定
- ③大洗原子力工学研究所 放射性廃棄物管理要領
- ④大洗原子力工学研究所 放射性廃棄物管理マニュアル
- ⑤大洗原子力工学研究所 品質マネジメント計画書「燃料材料試験施設に係る要領書」
- ⑥労働安全衛生法
- ⑦日本工業規格 (JIS)
- ⑧その他受注業務に関し、適用又は準用すべき全ての法令、規格、基準等

1.11 産業財産権

産業財産権の扱いについては別紙「知的財産権特約条項」のとおりとする。

1.12 機密保持

受注者は業務を実施することにより取得した各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。但し、あらかじめ書面により機構の確認を受けた場合はこの限りではない。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.14 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 概要

鋼製オープンドラム缶を購入し、図1のとおり加工を行う。その後、製作後の試験・検査を行う。詳細は次項に示す。

2.2 鋼製オープンドラム缶の購入

以下に示す、鋼製オープンドラム缶を購入する。

なお、購入したドラム缶については、金属（不燃性）であることを証明すること。

- ・鋼製オープンドラム缶（板厚約1.2、約φ390×約618mm）：150本

2.3 鋼製オープンドラム缶の加工

2.2にて購入したドラム缶について、以下及び図1のとおり加工を行う。

- ①補強板及び吊り金具4点付け
- ②塗装：黄色（日塗工#308番）
- ③印字：放射性廃棄物（黒文字50×50mm）
- ④塗装：RIマーク（大きさ等は機構と協議の上決定する。）

なお、加工品（塗料及び印字は除く）については、金属（不燃性）であることを証明すること。

2.4 試験・検査

検査項目及び実施区分を表1に示す。事前に機構に承認された検査要領書に従い、以下に示す項目について検査を実施する。検査終了後は、検査成績書を作成する。

①員数検査（工場及び現地検査）

- ・定められた員数であることを確認する。

②外観検査（工場及び現地検査）

- ・製作したドラム缶について、使用上有害な傷、変形等がないことを目視により確認する。

③寸法検査（工場検査）

- ・製作したドラム缶について、ノギス、スケール等を用いて測定し、製作確認図で定めた所定の寸法であることを確認する。測定寸法の許容範囲については、製作確認図に従う。

なお、測定計器については、校正期限が有効であるものを使用するとともに、それを証明すること。

④材料検査（工場検査）

- ・製作したドラム缶について、金属（不燃性）であることを記録により確認する。

⑤気密検査（工場検査）

- ・製作したドラム缶について、気密が保たれていることを計器等により確認する。
検査方法については、検査要領書に従う。なお、計器については、校正期限が有効であるものを使用するとともに、それを証明すること。

⑥耐荷重検査（工場検査）

- ・製作したドラム缶について、耐荷重に問題がないことを計器等により確認する。
検査方法については、検査要領書に従う。なお、計器については、校正期限が有効であるものを使用するとともに、それを証明すること。

2.5 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 試験検査における消耗品を含む使用機材については、受注者側で準備すること。
- (3) 製作したドラム缶について、1.5に定める納入場所まで受注者が輸送（運搬）を行う際に、有害な傷、変形等が生じないように梱包すること。

以上

表1 検査項目及び実施区分

検査項目	実施区分	
	原子力機構	受注者
員数検査	○□	●
外観検査	○□	●
寸法検査	○	●
材料検査	△	●
気密試験	○	●
耐荷重試験	○	●

注記 ○：工場立会検査

△：工場立会検査（記録確認）

●：試験検査の実施

□：現地検査（納入時）

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。